

**情報通信審議会 情報通信技術分科会  
放送システム委員会（第13回） 議事概要**

**1 日 時**

平成20年7月25日（金） 14時00分～15時20分

**2 場 所**

総務省 第一特別会議室

**3 議 題**

- (1) 前回議事概要の確認
- (2) 衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件について
  - ①意見募集の結果
  - ②放送システム委員会報告（案）
- (3) 携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件について
  - ①マルチメディア放送システム作業班の設置と運営方針について
  - ②今後の検討の進め方について
  - ③マルチメディア放送方式に係る意見募集について
- (4) その他

**4 出席者（順不同、敬称略）**

伊東主査（東京理科大学）、井家上（明治大学）、伊丹（東京理科大学）、甲藤（早稲田大学）、小林（矢崎総業）、佐藤（東京工科大学）、野田（日本ケーブルラボ）

【説明員】藤田、西田、浦野（電波産業会）

【事務局】久保田、奥、布施田、森下、古川（総務省）

**5 配付資料**

- 資料13-1 放送システム委員会（第12回）議事概要（案）
- 資料13-2 意見募集の結果（案）
- 資料13-3 意見募集時の報告（案）からの修正事項
- 資料13-4 情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会報告（案）
- 資料13-5 答申書（案）
- 資料13-6 放送システム委員会報告の概要（案）
- 資料13-7 マルチメディア放送システム作業班 運営方針（案）
- 資料13-8 マルチメディア放送技術基準検討スケジュール（案）
- 資料13-9 マルチメディア放送技術基準検討当面の予定（案）
- 資料13-10 携帯端末向けマルチメディア放送方式に係る意見募集報道資料（案）

- 参考資料1 「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の概要
- 参考資料2 マルチメディア放送導入に向けた全体スケジュール
- 参考資料3 放送システム委員会 運営方針
- 参考資料4 放送システム委員会構成員

## 6 議事概要

本委員会への伊丹構成員の参加の報告、説明員の紹介、配付資料の確認を行った後、以下の審議を行った。

### (1) 前回議事概要（案）の確認

放送システム委員会（第12回）議事概要（案）が了承された。

### (2) 衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件について

#### ①意見募集の結果

衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件に対する意見募集の結果について事務局から報告があった。報告に対する質疑応答は以下の通り。

- 音声符号化について、高音質化への要望意見が多い。現行の技術基準の中で、放送事業者側において音声のビットレートを上げて放送を行うことは可能か。（伊東主査）

→音声ビットレートの放送事業者側での変更は可能。ビットレートの目安は民間規格に記載されており、5.1マルチチャンネルにおいて最大384kbpsとなっている。

これら民間規格でのビットレートの決定においては、評価試験を行った結果、ITU-R勧告に規定されている放送音質を満たすビットレートとして、MPEG-2 AAC LCプロファイルにて144kbps /ステレオ以上との結果となったもの。また、リニアPCMの音声を5として評価したとき、4.5以上の評点が得られるビットレートとして、192kbps /ステレオ以上との結果となり、これが高音質サービスの位置づけとなっている。（浦野説明員）

上記の審議の後、委員会の考え方（案）が承認された。

#### ②委員会報告（案）について

意見募集時からの委員会報告（案）の修正事項、委員会報告（案）及び答申書（案）について、それぞれ資料13-3、13-4、13-5に基づき事務局から説明があった。説明に対する質疑応答は以下の通り。

- 答申書（案）、表 2. 2-1 他において、LDPC の符号化率の分母を全て 120 に統一するよう修正いただきたい。（西田説明員）
  - 了。他資料も修正する。（事務局）
- 委員会報告（案）P. 9、「はじめに」において、2011年以降の将来の放送サービスの実現に向けての技術に関する記載があるが、答申書（案）においては、これに相当する記載がない。このことにより、2011年以降の技術開発の可能性が閉ざされたように捉えられるのではないかと懸念している。例えば、答申書（案）、P. 1、対象範囲において、2011年での実現可能性を意識した技術的条件であることをより明確化すべきではないか。（小林構成員）
  - 答申書（案）においては、主に2011年頃の実用化を想定して記載されているが、対象範囲にその旨を追記したい。（事務局）
- 答申書（案）、P. 43、限定受信方式においても、現行方式で利用されている方式との表現ではなく、答申に準拠する旨に修正するのか。（野田構成員）
  - その通り。（事務局）

上記の議論の後、修正については主査、事務局に一任されることが了承された。また、本日の議論以外に意見がある場合、7月28日（月）午前中までに事務局あてに提出することの事務連絡があった。最後に、事務局を代表して久保田審議官からこれまでの衛星デジタル放送の高度化の審議に対する謝辞が述べられた。

### (3) 携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件について

資料13-7、8、9、10に基づき、マルチメディア放送システム作業班の設置、今後の検討の進め方他について、事務局より説明があった。説明に対する質疑応答は以下の通り。

- 資料13-10、検討の背景に関連して、情報通信審議会の一部答申では「移動体向けのマルチメディア放送等」との表現があり、一方、今回は、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」でも用いられている「携帯端末向け」となっている。「移動体向け」と「携帯端末向け」では、サービスのイメージが異なってくるが、どちらの用語を使用するのか明確にしておくべきである。（小林構成員）
  - 「携帯端末向け」となっているが、懇談会では車載型端末も含めて検討しており、今般検討対象とする「携帯端末向け」は「移動体向け」と同じものを対象としている。用語の使用については整理させていただきたい。（事務局）
- 今後の本委員会の審議においては、懇談会の結論の枠内で審議を行うのか、それとも枠を超えた議論も可能か、あらかじめ整理しておくべきである。（小林構成員）

→懇談会の位置づけは、総務省の私的諮問機関の位置づけであり、必ずしも、懇談会の結論通りにしなければいけないという訳ではないが、懇談会は有識者の方々に議論頂いたものであり、その意見を尊重しつつ今後の審議を賜りたい。（事務局）

○ 確認となるが、I T Sのための情報伝送は、本委員会での審議対象に含まれるとの認識でよいか。（井家上構成員）

→その通り。（事務局）

#### (4) その他

事務局から以下の連絡事項があった。

- ・衛星デジタル放送の高度化については、7月29日の情報通信技術分科会にて、答申予定。
- ・マルチメディア放送については、7月29日から放送方式の要求条件に係るパブリックコメントを開始予定。また、次回の会議は8月22日に開催予定。

以上